

健康・医療戦略ファンドタスクフォースの開催について

平成26年3月24日
健康・医療戦略推進会議決定
平成29年3月31日
平成29年7月 日
一部改正案

1. 健康・医療戦略（平成25年6月14日関係閣僚申合せ）に基づき、健康・医療に関する投資について健康・医療分野の特性に応じた運用の実施にあたり、その運用方針やルール等について議論・策定するため、健康・医療戦略ファンドタスクフォース（以下「TF」という。）を開催する。
2. TFの構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房 健康・医療戦略室長
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
外務省経済局長
厚生労働省医政局長
経済産業省経済産業政策局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
中小企業庁長官

株式会社産業革新機構代表取締役社長
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長

3. TFの庶務は、関係府省の協力を得て、経済産業省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、TFの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

<新旧対照表>

健康・医療戦略ファンドタスクフォースの開催について(平成 26 年 3 月 24 日健康・医療戦略推進会議決定)(抄)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">健康・医療戦略ファンドタスクフォースの開催について</p> <p>1. 健康・医療戦略(平成25年6月14日関係閣僚申合せ)に基づき、健康・医療に関する投資について健康・医療分野の特性に応じた運用の実施にあたり、その運用方針やルール等について議論・策定するため、健康・医療戦略ファンドタスクフォース(以下「TF」という。)を開催する。</p> <p>2. TFの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 内閣官房健康・医療戦略室長</p> <p>構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)</p> <p>外務省経済局長</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>経済産業省経済産業政策局長</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>経済産業省<u>大臣官房商務・サービス審議官</u></p> <p>中小企業庁長官</p>	<p style="text-align: center;">健康・医療戦略ファンドタスクフォースの開催について</p> <p>1. 健康・医療戦略(平成25年6月14日関係閣僚申合せ)に基づき、健康・医療に関する投資について健康・医療分野の特性に応じた運用の実施にあたり、その運用方針やルール等について議論・策定するため、健康・医療戦略ファンドタスクフォース(以下「TF」という。)を開催する。</p> <p>2. TFの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 内閣官房健康・医療戦略室長</p> <p>構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)</p> <p>外務省経済局長</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>経済産業省経済産業政策局長</p> <p><u>経済産業省製造産業局長</u></p> <p>経済産業省<u>商務情報政策局長</u></p> <p>中小企業庁長官</p>

株式会社産業革新機構代表取締役社長
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長

3. TFの庶務は、関係府省の協力を得て、経済産業省において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、TFの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

株式会社産業革新機構代表取締役社長
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長

3. TFの庶務は、関係府省の協力を得て、経済産業省において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、TFの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。